

## SIMMERコードの貸与について

### 1. 今後の進め方

原子力機構は、原子力規制庁の安全研究に積極的に協力し、解析コードを継続して提供していくことを基本方針とする。原子力機構における知財管理の観点、原子力規制庁における透明性確保の観点から、今後以下の取り組みを行う。

SIMMERコード(SIMMER-Ⅲ及びSIMMER-Ⅳ)は、技術的先端性の高い解析コードであり、その知財管理には特段の注意を払う必要がある。また、第3者機関における利用及び発生成果の公表の必要がある場合は、協議により実施することとする。

- ① SIMMERコードを利用した安全研究について、技術的情報の共有を目的とした意見交換会合を定期的実施する（年1回程度）。
- ② 上記会合では、SIMMERコードの使用法・適用範囲等が妥当であることを確認するため、当該安全研究の計画（公表を含む）及び成果に関する技術的情報の共有を行う。
- ③ 上記会合では、安全研究に関する技術的な事項に限定して意見交換を行うこととする。
- ④ 上記会合での意見交換の内容は、原子力規制庁における面談記録として明記するとともに、原子力規制庁のホームページへ掲載することとする。
- ⑤ 原子力規制庁から第3者機関へ原子力機構のSIMMERコードを提供する方法での解析作業を実施する場合は、事前に原子力機構の了承を得ることとする。
- ⑥ 原子力規制庁から第3者機関へ原子力機構のSIMMERコードを提供する方法での解析作業を実施する場合は、ロードモジュールにて提供することとし、ソースプログラムは原子力規制庁の外へ一切持ち出さないこととする。
- ⑦ 原子力規制庁におけるSIMMERソースコードの管理には細心の注意を払うこととし、複写の記録等の管理を徹底するものとする。
- ⑧ SIMMERコードの利用権のある機関を含める第3者機関は、原子力規制庁から受託した解析及び発生成果に関する守秘義務があり公表等を実施しないこととする。公表が必要な場合は、事前に原子力機構の了承を得ることとする。
- ⑨ SIMMERコードの提供のため、原子力機構においてコード準備等の作業が必要な場合は作業の実費を請求する。
- ⑩ 原子力規制庁にて改修する場合も含めて、SIMMERコードの知財に関するすべての権利は原子力機構に帰属するものとする。

以上